

令和 4 年 3 月 14 日

山口県公文書管理条例検討会事務局 御中

第 3 回検討会で説明を求める事項について

山口県公文書管理条例検討会委員 伊藤一晴

山口県公文書管理条例検討会（以下、「検討会」という。）は、現在までに 2 回開催され、次回は 4 月に開催が予定されています。検討会の場において、委員として意見を述べる機会を与えていただきましたものの、当日の限られた時間内で、また不慣れなオンライン会議の中、十分に確認できていない点があります。

つきましては、検討会の開催回数も限られていることから、以下の 2 点について、次回検討会の場で説明を求めたいと思います。

1 山口県文書館を知事部局の所管とすべきでない理由について

第 2 回検討会において、「特定歴史公文書」の所管を知事とし、改めて教育委員会（文書館）への事務委任又は補助執行させるとの案が示されました。

私は、「特定歴史公文書」に係る業務について、本来的に知事が行うべきものであるとの考え方には大いに同意します。そのためにも、山口県文書館を知事の所管とすべきと考えます（理由は別紙のとおり）。

既に第 1 回会議の【資料 1】「公文書管理の条例化について」（3 頁）において、「（2）「特定歴史公文書」の規定及び文書館への移管制度の確立」を掲げ、山口県文書館に公文書管理制度の重要な部分を担わせる方針が明示されています。山口県文書館をこのように位置付けるのであれば、山口県文書館を知事の所管とすべきことは自明とされます。既に山口県文書館の所管に係る私の質問に対して「現在の組織体制の中で制度設計するということ想定している」とご回答いただいているところですが、現在の組織体制の中で設計すべきとする理由、妥当性についてのご説明はありませんでした。よって、あらためて山口県としての考え方をご説明いただきたいと思います。

2 今後のスケジュールについて

山口県の公文書等の管理に関する条例（以下、「条例」という。）は、令和 4 年 11 月の制定、翌年 4 月の施行が予定されています。

条例が成立したとしても、その条例に基づく公文書の管理に関する指針の制定、さらに公文書管理規程の制定、関係する条例・規則等の改正、さらに職員への制度説明などが必要となります。また、山口県文書館の体制充実が必要との意見が他の委員よりも出されております。このように条例の適正な運用を図っていく上では、十分な準備時間がとられることが必要だと考えますが、検討会で示されたスケジュールでは、条例の制定から施行まで数ヶ月しかなく、果たして上述した諸作業について、十分な準備時間がとられているのか危惧しております。

つきましては、公文書の管理に関する指針、関係条例・規則等の改正作業、職員への制度説明、山口県文書館の体制充実などのスケジュールについて、ご説明いただきたいと思います。

山口県文書館を知事の所管とすべき理由

(1) 公文書館・文書館の本質的役割を果たすため

公文書館・文書館の本質的な役割は、組織体自らが作成または収受した記録のうち、永続的に保存すべき価値を有する記録を、将来にわたって利用可能な状態で保存し、広く提供することにあります。この本質的な役割を果たすために、公文書館・文書館はその組織体に直結した施設として置かれるべきものです。

このような考えに基づき、国はもとより、近年設置された地方自治体の公文書館・文書館においても、公文書管理を所管する部局（知事部局文書主管課）のもとに位置づけられることが基本となっています。

このような考え方は、既に過去の山口県文書館関係者や職員からも提起されています。

山口県文書館の産みの親として知られる鈴木賢祐元山口図書館長は、昭和42年の「文書館ニュース」第2号に寄せた文章において、当時、文書館の提示した文書館法要項（案）が、第1条において文書館を知事部局の所管施設と位置付けたことを、他の条文に対する手厳しい批判とは異なり、次のように述べ「提灯を持ちたい」と称賛しています。

文書館は本質的に親機関（県立なら県本庁）の直系の機関乃至施設でなければならぬ宿命を持っているわけで、傍系である教委の末端か支流に繋がっているのは、最大の自己矛盾である筈です。

（鈴木賢祐「婆言三片」(山口県文書館「文書館ニュース」第2号、昭和41年5月)

また、草創期の山口県文書館職員であり副館長も務めた広田暢久氏は、昭和55年に記した文章の中で茨城県立歴史館に触れ「山口県文書館が教育委員会に属しているため、県庁文書のうち（秘）文書を収集することができない。まして茨城のように教育財団立では、県庁文書の収集が果たしてスムーズに行われるのであろうか。この点で知事部局に属すべきであったと考える」と述べている（同氏「文書館の今後のあり方」『西日本文化』162号、昭和55年）。

さらに、同じく館職員であった北川健氏は、「山口県文書館には発足以後、「五か条の御誓文」と私称する家憲もどき口訓があり、その一つが「知事部局に所属すること」であったと述べています（同氏「山口県文書館の神話とマンジュウ館」『赤れんが』第84号、昭和60年）。

このように、文書館においても、知事部局の所管となることについて、異議はないはずで

(2) 電子化を進めるため

条例では、「公文書の電子化に対応した公文書管理体制の整備」が今回の条例化の目的の一つであるため、電子情報処理組織の利用に関する規定が盛り込まれる予定とのこと。公文書が電子化されると、その保存場所は書庫ではなくサーバ内になります。基本的に紙であった今までの公文書の場合、業務上の利用頻度が高い現用文書は各主務課や本庁地下書庫で保管し、利用頻度が低下した時点で文書館に移管し一般公開することが理にかなっていましたが。これをアーカイブズ学では「文書のライフサイクル論」と呼んでおります。しかし、このような、文書のライフサイクル論に則った考え方は、電子文書には当てはまりません。電子文書は、物理的に文書を移動する必要がないため、保存場所によって所管・権限を分けることは、かえってシステムを複雑にし、支障をきたすこととなります。

公文書の電子化を進めようとするのであれば、公文書の作成から最終的な一般への閲覧提供までを包含するシームレスな（途切れの無い）文書管理システムを構築しておく必要があると考えます。この点からも、公文書管理の部局の直下に文書館を位置づける所管替えを行うべきと考えます。

なお、山口県以外の中国・四国各県の公文書館・文書館（広島県、岡山県、島根県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県）は、現在、全て知事部局の所管となっていることを申し添えます。